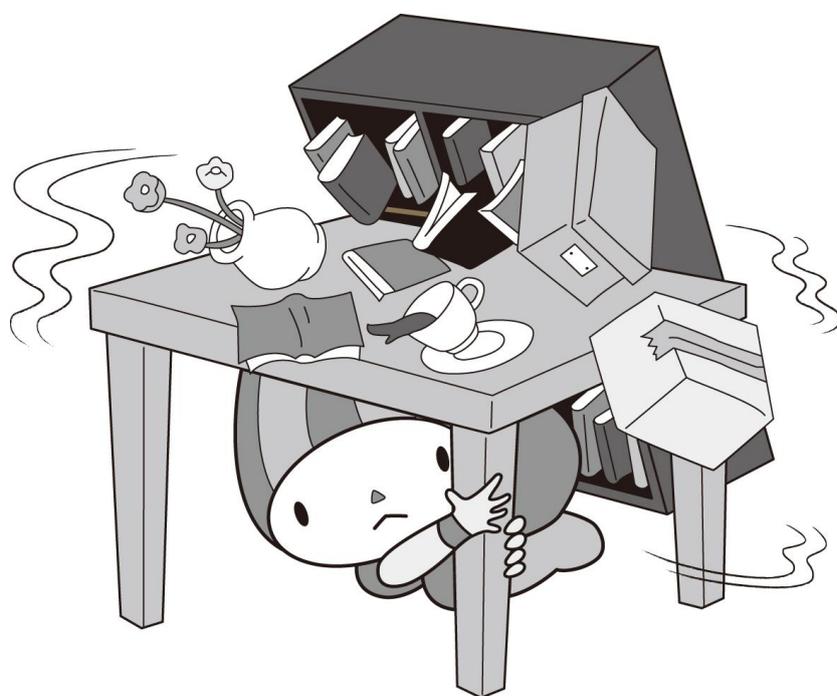


令和 7 年度下呂市木造住宅耐震シェルター一等 設置事業費補助事業



©岐阜県

申込期限 令和7年11月末日

下 呂 市

1. 補助制度の内容

この制度は、地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るとともに、防災意識の向上を啓発することを目的として、建築してから一定の期間を経過した木造住宅に耐震シェルターを設置する経費の一部を市が支援するものです。

2. 対象となる住宅

次のいずれにも該当する住宅が補助の対象となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、下呂市木造住宅耐震診断事業を活用し、耐震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅
 - ② 過去に下呂市木造住宅耐震補強工事補助を受けて補強工事を行っていない木造住宅
-

3. 対象となる耐震シェルター

耐震シェルターとは…地震による住宅の倒壊からシェルター内にいる人の命を守る装置で岐阜県と連携して行う「岐阜県建築物等耐震化促進事業」に該当するものをいう。

(耐震シェルターは住宅の耐震性を高めるものではありません。)

【耐震シェルターの例】(特定メーカーを推奨するものではありません)



詳しくは建設部建設総務課（電話：53-2010 内線111）へお問合せください。

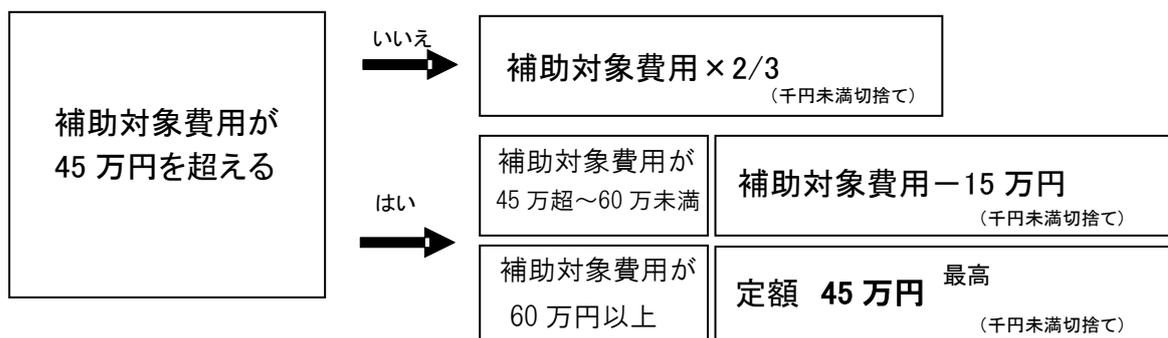
4. 助成を受けられる方（補助対象者）

- ① 木造住宅の所有者
（ただし、特段の理由により所有者が実施できない場合は市へご相談ください。）
 - ② 市税等の滞納がない方
-

5. 補助金の額

耐震シェルター設置事業（1戸あたり1基）

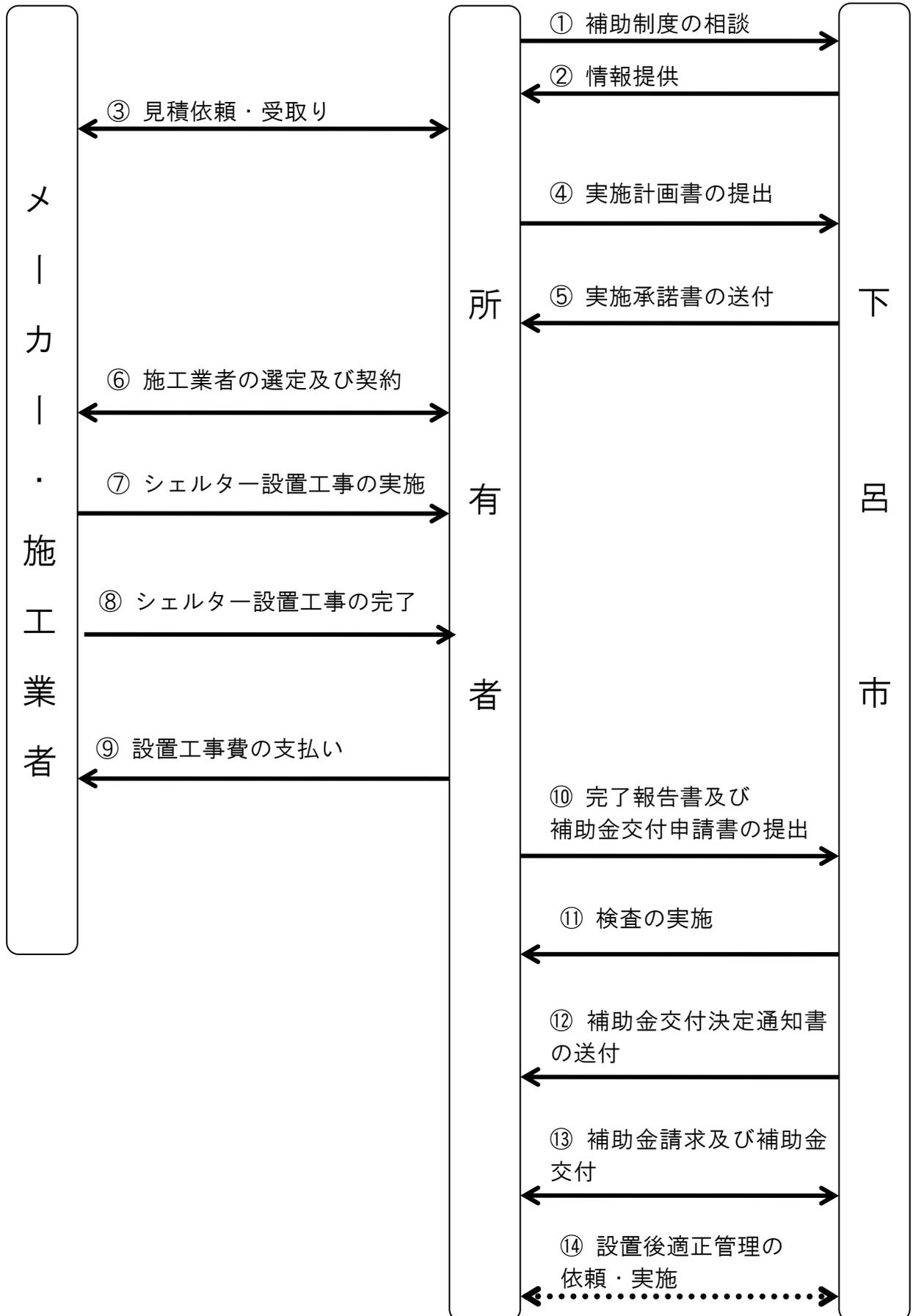
| 補助対象となる費用 | 補助金限度額 |
|-------------------------------|------------|
| 耐震シェルター等の整備に要する購入費 運搬費・工事費 | 最高 45万円 |



6. 注意事項

- ・ 補助対象事業費は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震シェルター設置工事費用のみです。シェルター設置にあわせてリフォーム工事等を行った場合、その工事は補助対象外です。
- ・ 工事契約は耐震シェルター設置事業実施承諾書を受理したあとに行ってください。承諾書交付前に契約された工事は補助が受けられません。

耐震シェルター設置事業手続きの流れ（通常）



7. 助成の申請手続き

① 耐震シェルター・耐震ベッド設置の相談

下呂市役所建設総務課窓口で耐震シェルター設置の相談を受付けています。補助対象になるかどうかや、補助申請手続きの説明を行っていますので、お気軽に相談ください。

② 建設総務課からの情報提供

耐震シェルター等設置事業費補助事業の手続き書類をお渡しします。

③ メーカー・設置業者の選定及び見積依頼

耐震シェルターメーカー（設置業者）を選定し、見積書を依頼・受理してください。

【留意事項】

- ◆設置するシェルターはご自分で選定してください。
- ◆不明な点は十分に説明を受け、内容について承諾されることが必要です。

④ 耐震シェルター設置事業実施計画書の提出

建設総務課に『事業実施計画書』（様式第1号）を提出してください。

【留意事項】

- ◆「事業実施計画書」には下記の書類を必ず添付してください。
 - (1) 事業計画書（別紙8）
 - (2) 耐震診断書の写し（現況図面含む。）
 - (3) 各階平面図（耐震シェルター等の設置個所を明示）
 - (4) 建物写真（外観・耐震シェルター等の設置予定箇所）
 - (5) 付近見取り図
 - (6) 所有者のわかるものの写し（登記済証、納税義務者証明書等）
 - (7) 建築時期のわかるものの写し（建築確認通知書、登記済証等）
 - (8) 納税証明書（完納証明書）
 - (9) 設計書又は見積書の写し（積算内訳が確認できるもの）
 - (10) 耐震シェルター等の使用条件を記したもの
 - (11) その他必要と認める書類

⑤ 耐震シェルター設置事業実施承諾書の送付

計画書の内容確認後、『事業実施承諾書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 計画書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 承諾書交付後に事業計画書の内容変更または、設置を中止する場合は速やかに建設総務課までご相談ください。

⑥ 耐震シェルター等設置業者との契約

耐震シェルター設置業者と契約を行ってください。

【留意事項】

- ◆建設総務課では施工業者を紹介・斡旋することはありません。
- ◆シェルター設置工事と同時に行うリフォーム工事は補助対象外です。
- ◆補助金代理受領制度が利用できます。

代理受領制度とは・・・

本来、申請者が受領する補助金を申請者の委任を受けた業者が代理で補助金を受領することができる制度です。申請者が工事施工業者に支払う金額が補助金分少なくなるので、当初用意する費用負担が軽減されます。

⇒詳しくは8ページからの「9. 補助金の代理受領手続き」をご覧ください。

⑦ 耐震シェルター等設置工事の実施

シェルター設置前・施工中・完成後の写真が必要となります。

【留意事項】

- ◆工事について不明な点が生じた場合は、その場で施工業者から説明を受けてください。
- ◆設置状況記録のための写真が必要となります。
- ◆工事内容を変更・中止する場合には届出をしてください。

⑧ 工事の完了

契約通り施工されているか確認しましょう。

⑨ 耐震シェルター等設置工事費の支払い（代理受領制度利用の場合は10ページ③）

耐震シェルター設置工事費について施工業者に契約額を支払ってください。

【留意事項】

- ◆耐震シェルター工事については補助額を含む全額（契約額）を業者にお支払ください。（代理受領制度をご利用される場合は、補助金額を差し引いた契約額を業者にお支払ください。）
- ◆領収書を受領してください。

⑩ 耐震シェルター等設置事業完了報告書・補助金交付申請書の提出

建設総務課へ『事業完了報告書』（様式第8号）、『補助金交付申請書』（様式第9号）を令和8年月末1日までに提出してください。

【留意事項】

◆「耐震シェルター等設置事業完了報告書」には、

【添付資料】

【耐震シェルター等設置事業（木造住宅）の場合】

- (1) 事業計画書（別紙8）
- (2) 耐震シェルター等設置事業精算内訳書の写し
- (3) 耐震シェルター等設置事業契約書の写し
- (4) 耐震シェルター等の設置前、設置中、設置後の写真
- (5) 平面図（耐震シェルター等の設置個所を明示）
- (6) 振込通知書の写し（領収書の写し）
- (7) その他必要と認める書類

⑪ 工事完了検査

建設総務課において、工事完了検査を行います。

【留意事項】

◆工事完了検査は建設総務課職員が行います。

⑫ 補助金交付決定通知

検査後、適当と認められた場合、『補助金交付決定通知書』を送付します。

⑬ 請求書の提出、補助金の交付（代理受領制度利用の場合は10ページ⑤）

『補助金交付請求書』（様式第11号）を提出ください。

あなたの口座へ補助金が振り込まれます。（代理受領制度利用の場合は異なります。）

【留意事項】

◆請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合もありますので、ご了承ください。

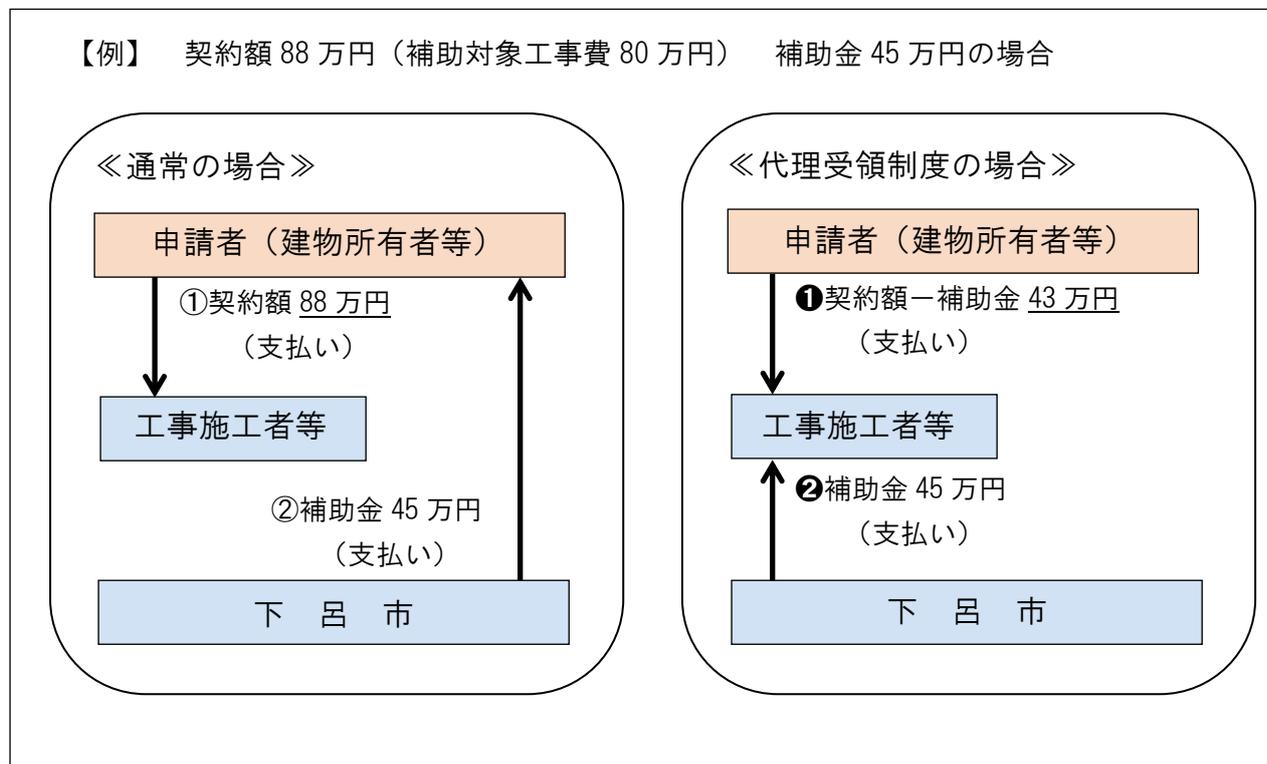
8. その他（ご確認ください）

- ・本制度は木造住宅に対し耐震シェルター設置を行うものです。
- ・市では建設業者などに耐震シェルター設置事業の斡旋を依頼していません。
- ・耐震シェルター設置後、5年間はシェルター部分の改造を行わないようお願いします。
（特段の理由が発生した場合は、市役所建設総務課へお知らせください。）

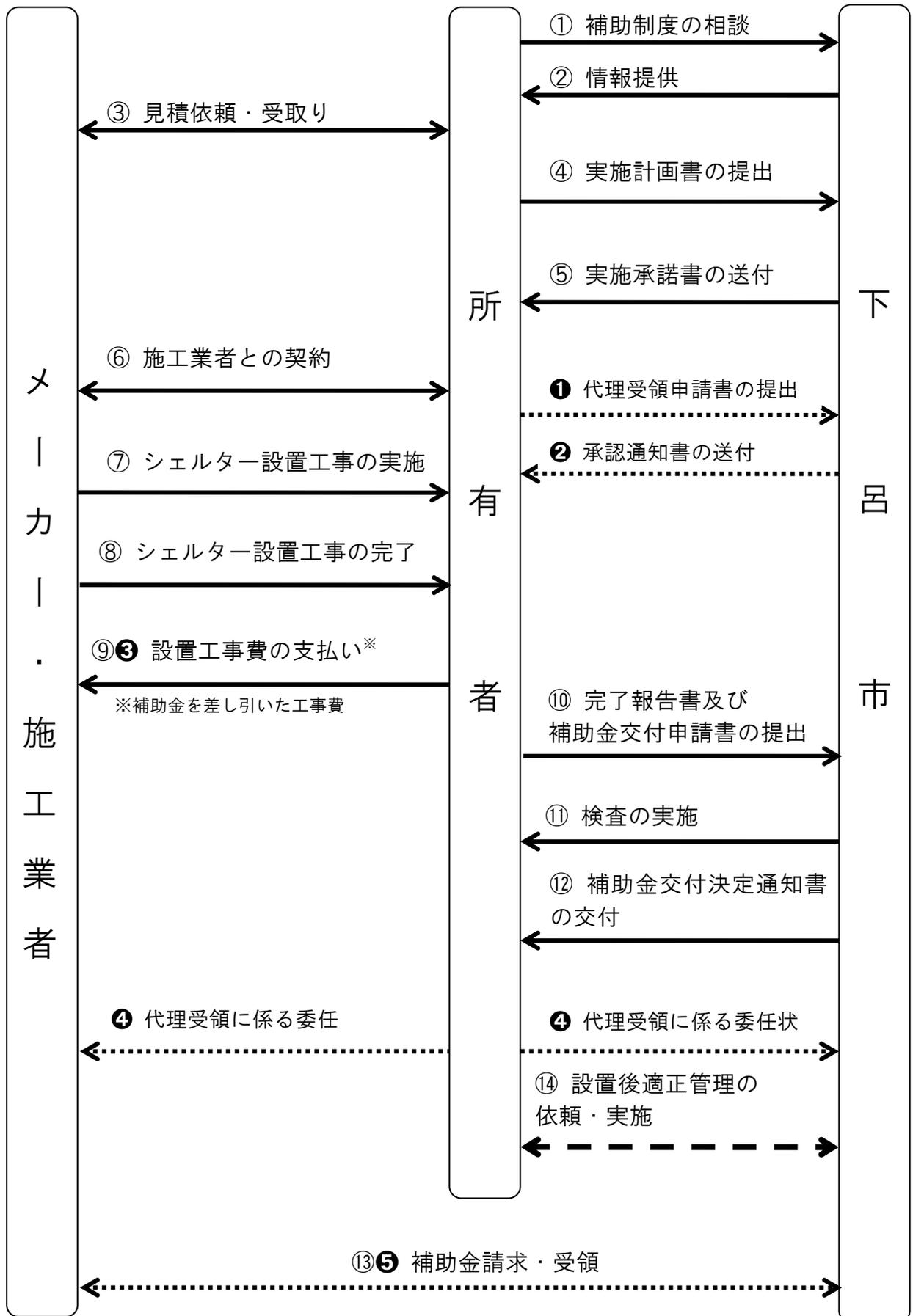
9. 補助金の代理受領手続き

補助金代理受領制度を利用することができます。
代理受領の場合、施工業者へのお支払金額は、補助金を差し引いた金額となりますので、通常よりも資金を少額に抑えることができます。

【例】 契約額 88 万円（補助対象工事費 80 万円） 補助金 45 万円の場合



耐震シェルター等設置事業手続きの流れ（補助金代理受領制度を利用した場合）



① 代理受領申請書の提出

『代理受領申請書』（様式第1号）を提出ください。

② 代理受領申請承認通知書の送付

申請書の内容確認後、『代理受領申請承認通知書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 代理受領申請書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 代理受領承認通知書交付に代理受領申請書の内容変更又は取止めする場合は速やかに建設総務課までご相談ください。
⇒内容変更の場合：代理受領変更届
取止めの場合：代理受領申請取下届 の提出が必要となります。

..... 耐震シェルター等設置工事後

⑩③ 耐震シェルター等設置工事費の支払い

契約額から補助金額を差し引いた費用を施工業者へ支払ってください。

【留意事項】

- ◆ 契約額から補助金交付決定額を差し引いて業者にお支払ください。
- ◆ 領収書を受領してください。

..... 実績報告書提出・補助金交付決定通知書受領後

④ 代理受領に係る委任状の提出

（市より補助金額確定通知書の通知を受けた後）『代理受領に係る委任状』（様式第6号）を提出してください。

【留意事項】

- ◆ 『代理受領に係る委任状』を市へ提出後、補助金の受領について事業者（耐震シェルター等設置工事に係る契約を締結した請負者）に委任することが可能となります。

⑤ 請求書の提出、補助金の交付

事業者より『補助金交付請求書』（様式第11号）を提出※ください。

※補助金代理受領制度をご利用される場合、補助金は事業者に支払われます。

【留意事項】

- ◆ 請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

木造住宅耐震シェルター設置事業費補助事業に関する窓口
〒509-2506 下呂市萩原町羽根 2605 番地 1 (下呂総合庁舎 2 階)
下呂市役所建設部建設総務課
電 話：0576-53-2010 (内線 111)
FAX：0576-52-3676